

入札公告

次のとおり公募型企画競争入札に付します。

平成30年12月10日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

湯河原病院

院長 高取吉雄

1 競争に付する事項

(1) 件名

売店・自販機等賃貸借契約

(2) 内容

仕様書及び実施要領による

(3) 契約期間

平成31年 4月 1日～平成32年 3月31日

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 湯河原病院

(5) 選定方法

契約の相手方の選定は、競争に参加する必要資格を満たす者から受理した「企画提案書」及び「企画提案書説明（プレゼンテーション）」の評価により第一交渉権者を決定する。

2 競争に参加する者の必要資格等に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者。

(2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はDに登録され、「関東・甲信越」又は「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものと提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(4) 次の事項に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 当機構又はその他の者との契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者

- ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- ウ 第一交渉権者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、下請負人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この企画競争の企画提案書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険

(注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

3 実施要領等の交付

(1) 入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

〒259-0396

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438

独立行政法人地域医療機能推進機構

湯河原病院 総務企画課 経理契約係

電話 0465-63-2211（代表）

(2) 入札関係書類の交付方法

本公告の日から平成30年12月26日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時00分までに、上記（1）問い合わせ先に入札関係書類の交付を受けようとする日時を連絡の上、「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付）と引き換えに交付する。

なお、入札関係書類の交付は持参のみの受付とし、郵送等による交付は原則行わない。

(3) その他

提出された企画提案書等は返却しない。

4 入札

(1) 入札日時

①企画提案書説明（プレゼンテーション） 応募者ごとに20分程度を予定
平成30年12月27日（木） 当院が指定する時間

②審査結果の通知

審査結果については、文書により応募者全員に通知する。

なお、審査結果通知は、平成30年12月28日（金）郵便にて発送する

(2) 入札場所（企画提案書説明会場）

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438

独立行政法人地域医療機能推進機構

湯河原病院 4階 会議室

5 その他必要な事項

(1) 競争及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金等

免除

(3) 参加者に要求される事項

この競争に参加を希望する者は、本公告に示した参加資格に関する書類及び業務が履行できることを証明する書類として、実施要領に定める企画提案書を指定する期日までに提出しなければならない。応募者は、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

①参加資格に関する書類の提出 平成30年12月26日（水）午後5時00分まで

②企画提案書の提出は、企画提案書説明の当日持参し、審査委員に配布する

(4) 競争参加の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者の提出した企画提案書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画提案書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約相手方の決定方法

当院契約審査委員会において企画提案内容を採点表にて評価し、最も得点の高い者を第一交渉権者として決定する。

但し、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行なうことができる。

(7) 契約までに要する費用は、全て各事業者の負担とする。

(8) 詳細は、仕様書及び実施要領による。

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
湯河原病院 院長 高取 吉雄 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名)

印

(代表者名)

電話番号 : () —

E-mail : _____

(以下「当社」という。) は、売店・自販機等賃貸借契約
(以下「本件目的」という。) を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報
(以下「機密情報」という。) の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず
開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示
か默示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害
賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものと
し、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表
しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、
必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切

情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上